

## 接続ルールの見直しに関する意見書(再意見)

九州通信ネットワーク株式会社

### 1 接続関連費用の負担の考え方について

#### (1) DSM - I等の扱い

<東京通信ネットワーク殿意見>

- ・TCM(伝送路設備利用機能)、DSM - I(加入者交換機接続用伝送路振り分け機能)は、「基本機能」として整理すべきと考えます。
- ・具体的な理由は、次のとおりです。
  - TCMは、これを介さずにD70交換機と接続することは技術的に困難であり、接続に必要な最低機能と捉えることが適切と考えるため。
  - DSM - Iによる「アクセス伝送路を有効活用するための回線集約、振り分け機能」は、次の理由から、新ノードとの接続に必要な最低限の機能と考えるため。
- ・新ノードは心線直結(50M/150M)の接続機能しか有しておらず、接続トラヒックによっては過大な回線容量であること。
- ・接続事業者が、各ノードへ心線を直結するか、あるいは多重化装置等をNTTビル内に設置して接続することは、投資コストがかさみGC接続を推進する上で過大な負担となること
- ・当社のみならず他事業者においても、当該装置の利用について拡大の傾向にあること

上記の意見に賛同いたします。

弊社意見書でも述べさせていただきましたが、基本的な接続機能の提供のために最低必要となる機能や、接続する事業者にとって過大な負担とならないようにするために必要な機能については「基本機能」とするべきと考えます。

## (2) G C 接続に係る I G S 迂回機能

< ディーディーアイ 殿意見 >

G C 接続に係る I G S 迂回機能は、前頁のように、G C 接続における二重帰属の役割を果たすものでありますが、本機能は、個別機能として平成 10 年 6 月 19 日付で既に届出されております。

一方、Z C 接続における二重帰属（主にソフトウェア費用）については、基本機能としてアクセスチャージに含まれております。

弊社では、両者の整合性等の観点から、G C 接続に係る I G S 迂回機能は、基本機能であると整理していただきたいと考えます。

上記意見に賛同いたします。

交換機において、ある回線のあふれ呼を他の回線に迂回する機能は一般的と考えられ、G C 接続の場合にも本機能はネットワークが本来有すべき機能として取り扱われるべきと考えます。

## (3) その他

< N T T 東日本 殿・N T T 西日本 殿意見 >

以下のような性格を有する機能は、網使用料ではなく網改造料として当該機能を利用する事業者の個別負担とすることが適当であると考えます。

（中略）

長期増分費用モデルに含まれていない機能（例：今後の技術革新で導入されるような機能）

長期増分費用モデルに含まれていない機能（モデル検討時に接続約款において網使用料として算定されていなかった機能）ということだけで、その機能を個別負担とすることが適当とはいえないと考えます。長期増分費用モデルに含まれていない機能であっても基本機能と位置づけられるものがあれば、個別負担とすることは適当ではないと考えます。

## 2 網機能提供計画について

### <ディーディーアイ殿意見>

「意見が見られないこと」をもって「見直しを行うべき」と判断すべきではないと考えます。

仮に見直しが行われ、ルールが緩和された場合、公表期間の短縮が予想され、他事業者が同時に提供開始を行うことが不可能となります。

(以下省略)

### <東京通信ネットワーク殿意見>

- ・ 網機能提供計画の公表は、「特定事業者と他事業者の公正有効競争条件を確保し、円滑な接続を推進する観点から、網機能提供計画に他事業者の意見を反映させるための手続を整え、さらに他事業者の意見反映を担保するための国による関与の手続を整える必要がある」ために設定されたルールです。(接続の基本的ルールの在り方より)
- ・ 弊社としては、「他事業者が提供計画を知り得り、必要に応じて意見を言えるスキーム」が重要なのであって、意見提示実績の存否はルール見直しの論拠にはならないと考えます。したがって、従来どおりのルールで運用されることが適当と考えます。

### <日本テレコム殿意見>

- ・ 指定電気通信設備を有するNTT地域会社が、一定のルールの下、網改造着手前に情報開示を行うことについては、他事業者との公正競争確保の観点から大変重要であるとともに、情報開示をしていることにより、接続開始が遅れるといったトラブルを防いでいると認識しております。よって、引き続き、網機能提供計画の届出公表義務は必要不可欠であると考えます。

上記各社殿の意見に賛同いたします。

網改造計画の開示については、上記意見のとおりサービス開発に関する事業者間の公平性確保のため従来どおり網機能提供計画の届出公表義務が必要であると考えます。